



くらしの中に

総務省

特定地域づくり事業協同組合制度の概要について

令和8年3月

総務省地域力創造グループ地域自立応援課



特定地域づくり事業協同組合制度の概要

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が

域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

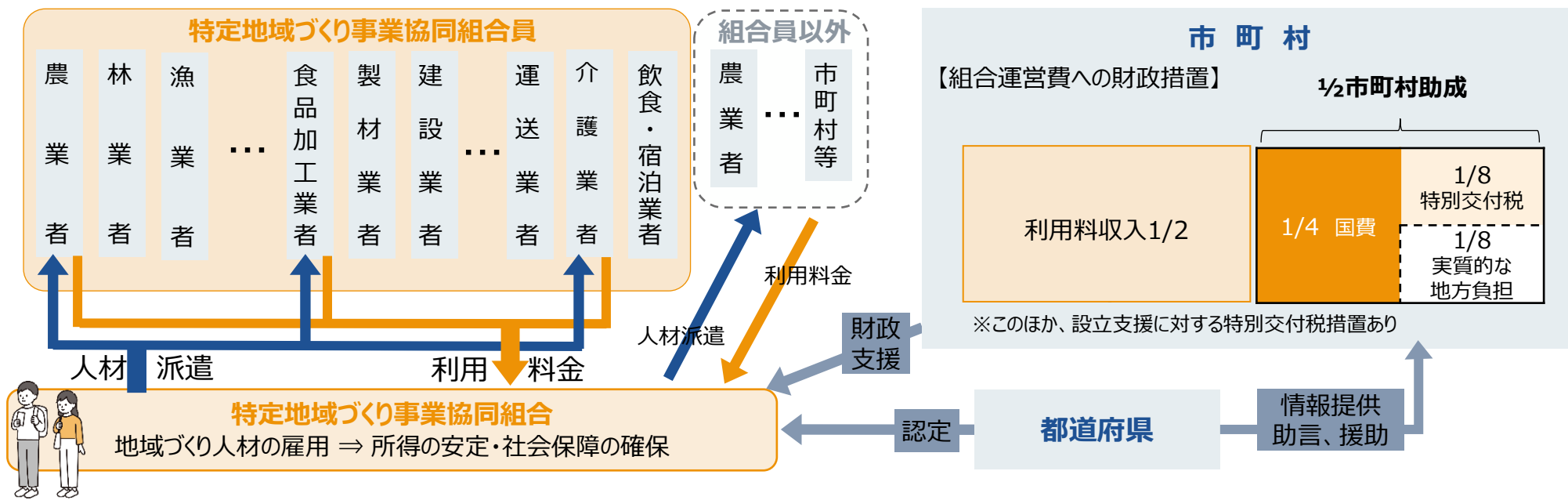
⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
（員内利用の20%まで → 市町村等への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで緩和）

取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者へ派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保



特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ

4月



農業

5～10月



飲食業

11～3月



酒造業

通年



介護事業

or



こども園

AM



小売業

PM

創意工夫により様々な活用が可能

特定地域づくり事業協同組合 活用事例

組合名	おぐにマルチワーク事業協同組合（山形県小国町）
人口	6,931人（R2国勢調査時点）
認定年月日	令和3年11月11日
派遣予定の産業分野	農業、窯業・土石製品製造業、ガス業、熱供給業、宿泊業、飲食店、娯楽業、飲料・たばこ・飼料製造業
派遣利用料金	1,150円/時（税込）
派遣職員の給与	月収18万円
派遣職員の募集方法	テレビ、新聞、スマウト、縁故
事務局職員構成	事務局長1名、職員1名 計2名
事業計画（今後3年間）	派遣職員数：R7 10名→R8 12名→R9 15名 派遣先事業者数：R7 20者→R8 22者→R9 25者

人材面の特色

- 派遣職員は県外からの移住者7名を雇用していて、うち1名が同町出身、1名が県内他市町村出身である。退職者2名は県外の地域おこし協力隊などとして転職した。
- 様々な事業所で働く中で、将来的には組合員事業所への直接雇用や町内で起業することを期待しているが、今の職員は季節ごとの派遣先選択肢を増やして、よりキャリア探求ができる派遣体制を創るための開拓者として位置付けている。
- これまでに採用した9名の派遣職員は年齢20代が6名、30代が3名で、前職は飲食店、建設業、小売業、設計業と多様である。
- 事務局職員は、事務局長1名と職員1名の計2名。事務局長は元地域おこし協力隊で町役場と連携して移住を促進している。

派遣イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	農業(田植え)			宿泊業 (温泉宿泊施設)			農業 (稲刈り)		娯楽業(スキー場)			
職員B	農業(田植え・草刈り・防除・稲刈り)								飲料・たばこ・ 飼料製造業(酒造業)			
職員C	宿泊業(温泉宿泊施設)								ガス業・熱供給業 (ガルスไตなど)			
職員D	窯業・土石製品製造業(炭素加工)								飲食店(和食)			

組合名	事業協同組合かわかみワーク（奈良県川上村）
人口	1,156人（R2国勢調査時点）
認定年月日	令和3年2月26日
派遣予定の産業分野	飲食店、汎用機械器具製造業、その他の小売業、飲食料品小売業
派遣利用料金	1,000円/時（税込）
派遣職員の給与	月収18万円
派遣職員の募集方法	組合HP、移住交流サイト、村HP
事務局職員構成	事務局長(派遣元責任者)、職員1名 計2名
事業計画（今後3年間）	派遣職員数：R7 6名→R8 6名→R9 6名 派遣先事業者数：R7 18者→R8 20者→R9 20者

人材面の特色

- 派遣職員は、これまで13名雇用。うち9名は退職、4名が現職。
- 移住定住施策の担当課から川上村の見学者（移住定住検討者）に対して組合の紹介を実施しており、その中から組合に興味を持つ人が出てきている状況。
- 地域おこし協力隊員や村民に村から声掛けし、事務局長1名、事務局職員1名を確保。
- 派遣職員には、将来的に派遣先事業者へ直接雇用につなげ、事業の継承など担い手としての活躍を期待。実績として、5名が派遣先への直接雇用につなげている。
- 派遣事業以外にも無料職業紹介事業を展開し、派遣では受けられない短時間労働や扶養内で働きたい人、働いてほしい事業者とのマッチングを実施。村内の求人の掘起こしを積極的に行い、見える化を図っている。

派遣イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	飲食店（カフェホールスタッフ）週2～3日・飲食料品小売業（移動販売）											
職員B	汎用機械器具製造業（金属加工）									その他の小売業（SS）		
職員C	飲食料品小売業（コンビニ）週2日・汎用機械器具製造業（金属加工）週2日											
職員D	飲食店（カフェホールスタッフ）週2～3日・飲食料品小売業（宅配）週2～3日											

特定地域づくり事業協同組合制度の財政支援

1. 組合運営費に対する財政支援（認定後）

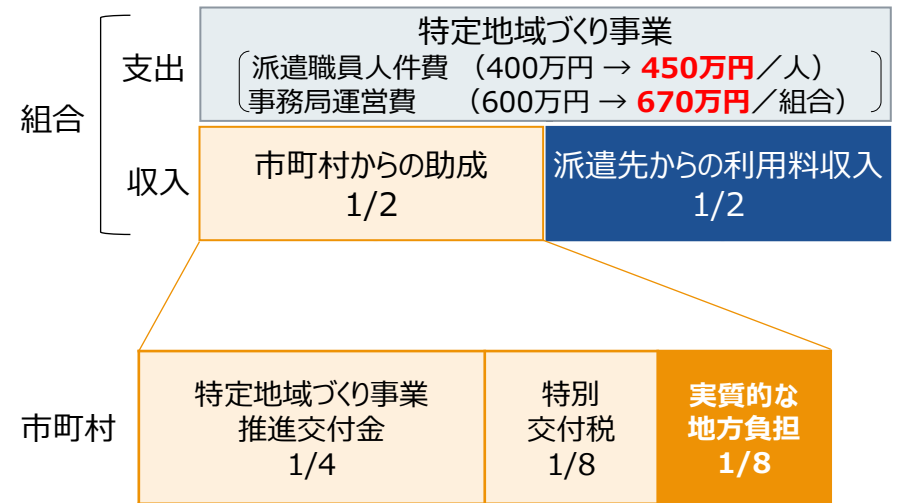
国庫補助

- ・組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2）
- ・対象経費
派遣職員人件費：対象経費上限額400万円／年・人（R8～ 450万円）
事務局運営費：対象経費上限額600万円／年・組合（R8～ 670万円）
- ・制度の健全な運用を確保するための仕組み
 - ①複数の事業者への職員派遣
派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
※8割超となる派遣職員の人件費は全額が交付金の対象外
 - ②労働需要に応じた職員の確保
派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

特別交付税措置

- ・特定地域づくり事業推進交付金に係る事業の実施に伴って負担する経費（措置率1/2）

< 1 組合当たりの運営費（通年ベース） >



2. 組合設立に対する財政支援（認定前）

特別交付税措置

- ・組合への設立支援に関する地方単独事業の実施に要する経費（措置率1/2・対象経費上限額300万円（R8～390万円））
 - ①設立時の財産的基礎形成への支援（寄付金等）
 - ②設立準備への支援（調査、登記、施設改装、設備、アドバイザー等）
- ※ただし、対象年度は組合設立年度に限る。

特定地域づくり事業推進法の一部改正（令和7年3月31日成立・公布）の概要

1 市町村への派遣に係る員外利用規制の緩和（令和7年7月1日施行）

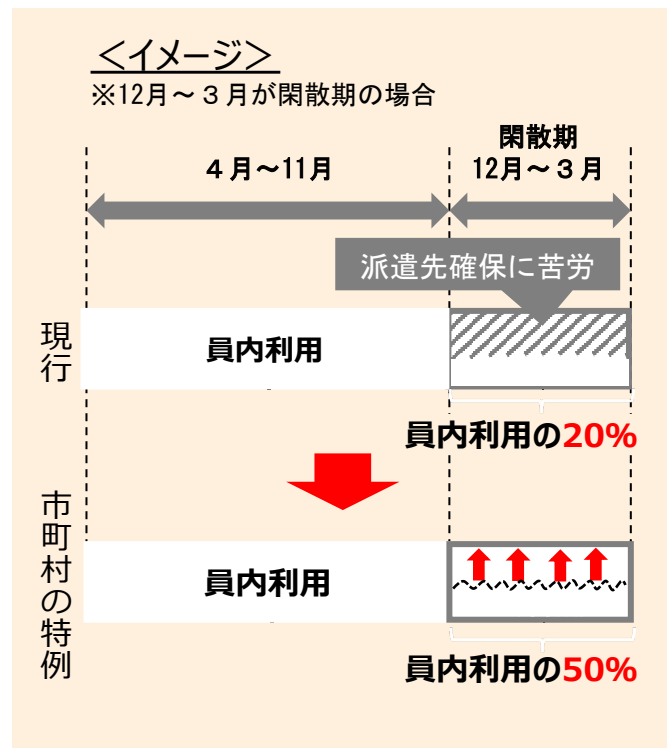
市町村と組合のニーズの一致

- ✓ 市町村…直営施設（スキー場など）やイベント時期などの**人手不足**
- ✓ 組合…**閑散期**（農閑期など）の**派遣先**確保による雇用増

しかし、市町村への派遣には制約あり（中小企業等協同組合法）

- ✓ **市町村**は**組合員**になることができない
 - ✓ 組合員以外の利用（**員外利用**）は員内利用の**20%**まで
- 組合・市町村から、市町村への員外派遣について、規制緩和の要望

市町村への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の**50%まで緩和**



2 内閣府の事務の期限延長（令和7年3月31日施行）

弾力的な予算対応のため、内閣府で予算確保等の事務を行う仕組み（令和7年3月31日まで）

今後も組合数の増加が見込まれるため、引き続き弾力的な予算対応が必要

内閣府の事務の期限を**5年延長**（令和12年3月31日まで）

(参考) 事業協同組合の設立手続

①発起人の選定（４事業者以上）

②都道府県との事前協議

③創立総会開催公告

④創立総会の開催

⑤設立認可申請

⑥出資払込

⑦設立登記

原則２～３月程度必要と見込まれる

※ 事業協同組合の設立に当たっては、都道府県担当部局、都道府県中小企業団体中央会と十分相談することが重要。

(参考) 労働者派遣事業の届出手続

①事業者の事前準備

(労働局との相談、事業計画立案、事業所等の準備、
提出書類の準備、派遣元責任者講習の受講等)

②申請者から労働局への届出書類提出

③労働局における届出内容の確認と届出書類の受理

④労働局から事業者への届出受理番号の付与

⑤事業開始

労働局との事前調整が整っていれば、速やかに受理が可能

※ 労働者派遣事業の届出に当たっては、都道府県労働局と十分相談することが重要。

人口急減地域特定地域づくり推進法の推進体制

- 各都道府県においては、移住・定住施策等の地域振興を所管する部局、中小事業等協同組合の認可等の産業振興を所管する部局、農業振興を所管する部局等の関連部局や、中小企業等協同組合の設立運営支援を行う都道府県中小企業団体中央会、労働者派遣法の届出を受理する都道府県労働局との連携協力体制を構築する必要がある。
- 各市町村においても、地域振興を所管する部局、産業振興を所管する部局、農業振興を所管する部局等の関連部局との連携協力体制を構築する必要がある。

（参考）人口急減地域特定地域づくり推進法の関係省庁

担当省庁	所管事項等
総務省自治行政局地域力創造グループ 地域自立応援課	・ 人口急減地域特定地域づくり推進法（労働者派遣法関連除く。）の運用 ・ 人口急減地域特定地域づくり推進法関連予算の執行
内閣府地方創生推進事務局	・ 人口急減地域特定地域づくり推進法関連予算の計上（令和11年度まで）
厚生労働省職業安定局需給調整事業課	・ 人口急減地域特定地域づくり推進法（労働者派遣法関連）の運用 ・ 労働者派遣法の運用
中小企業庁経営支援部経営支援課	・ 中小企業等協同組合法の運用